

# 多文化共生ふれあい事業実施要綱

## (目的)

- 1 この要綱は、「川崎市外国人教育基本方針」に則り、川崎市の学校において民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等（以下、「講師」という。）を招請して多文化共生をめざす学習活動を実施する際に、教育委員会が行う支援の内容を定めるものとする。

## (事業の定義)

- 2 この要綱でいう多文化共生をめざす学習活動とは、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、文化の相互尊重と多文化共生社会を築く意識や態度を育むことをねらいとする教科学習、特別活動、部活動等をいう。ただし、外国語（とりわけ英語）の援助のためのものではなく、また単に民族的な芸術・文化の鑑賞会に止まるものであってはならない。

## (支援の内容)

- 3 多文化共生ふれあい事業において、教育委員会は以下の支援を行う。
  - (1) 講師謝礼等の負担  
講師として学校での教育活動に参加した場合、講師への謝礼として一人一回5000円、コーディネーターへの謝礼として派遣校1校につき、3000円を教育委員会が負担する。
  - (2) 講師選定の支援  
講師の選定は、教育委員会事務担当と連絡を取り合いながら、学校が主体的に選定し、招請する。教育委員会事務担当は、講師選定に関する情報の収集・提供等の他、多文化共生をめざす学習活動がより効果的に行われるよう助言等を行う。

## (事業の実施)

- 4 多文化共生ふれあい事業は、学校の申請に基づいて実施する。ただし、その目的や期間、招請人数等によっては、教育委員会は支援できない場合もある。

## (申請書等)

- 5 学校は、申請に際しては「多文化共生ふれあい事業計画書」を提出し、事業が終了した際には「多文化共生ふれあい事業報告書」を提出する。

## (事務の所管)

- 7 多文化共生ふれあい事業に関する事務は、川崎市教育委員会事務局教育政策室 人権・多文化共生教育担当が行う。

## (委任)

- 8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学校と教育委員会事務担当がその都度協議のうえ、定めるものとする。

附則 この事業は、1997年(平成9年)5月1日より実施した。  
この改正要綱は、1999年(平成11年)5月1日より施行する。  
この改正要綱は、2005年(平成17年)5月1日より施行する。  
この改正要綱は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。  
この改正要綱は、2020年(令和2年)6月26日より施行する。  
この改正要綱は、2021年(令和3年)3月31日より施行する。